

「江戸川区都市計画マスタープラン（案）」の意見公募結果について

「江戸川区都市計画マスタープラン（案）」に関する意見公募手続きは、平成31年1月10日から23日までの期間に行いました。その際、11件（5名）のご意見を頂きました。お寄せ頂いたご意見及び区の考え方は、以下のとおりです。

1 意見公募手続きの概要

(1) 意見公募期間

平成31年1月10日から23日までの間

(2) 周知方法

ア 区公式ホームページに掲載

イ 平成31年1月10日号の「広報えどがわ」に掲載

※都市開発部都市計画課・各図書館（篠崎こども図書館・各コミュニティ図書館除く）の窓口でも閲覧

(3) 提出方法

ア 区公式ホームページ

イ 郵送、FAXまたは持ち込み

(4) 提出先

江戸川区都市開発部都市計画課調整係

2 意見公募手続きの結果 11件（5名）

	頂いたご意見	区の考え方（【 】は計画の関連箇所）
	計画一般について	
1	計画の冊子を区内の全家庭に配布してほしい。	計画は区のホームページに掲載し、誰もが閲覧できるようにします。また、冊子の販売も行い、計画の周知を図ってまいります。
2	水辺を活かした観光都市として、長期構想を計画に盛り込んでほしい。	第3章全体構想「水とみどりのまちづくり方針」でお示ししているとおり、恵まれた水辺環境を活用し、観光やにぎわいの創出などを図ってまいります。【p.81～87】
3	区役所移転後の跡地活用について、区民参加による広範囲の検討をしてほしい。	ご意見のとおり、区民の皆様の意見を十分に踏まえながら、検討してまいります。
4	小松川4丁目の住居表示を早急に実施してほしい。	地域の皆様のご理解をいただけるよう協議を進め、住居表示の実施に向けて努力してまいります。
5	荒川右岸添いの補助122号拡幅を早急に実施してほしい。	都市計画道路の整備は広域的なネットワークを形成するため、事業化計画を策定し、長期的な視点で順次進めています。 補助122号線は現在進めている第四次事業化計画の優先整備路線ではありませんが、今後も地域の状況を踏まえながら、未着手路線の事業化を図ってまいります。【p.70】

環境まちづくりについて		
6	第3章全体構想「環境」で記載している“環境に配慮した取り組みの導入”に賛同します。	ご賛同いただきありがとうございます。 水素エネルギーの活用については、第3章全体構想「環境」の1) 低炭素型のまちづくりでお示ししているとおり、公共施設への導入に限らず、活用に向けた調査研究を行い、普及啓発を図ってまいります。【p.99】
7	<ul style="list-style-type: none"> 第3章全体構想「環境」で記載している“公共施設の整備・改修の際の再生可能エネルギーの導入”に加え、「水素エネルギーの活用」を記載してほしい。 第3章全体構想「防災」で記載している“防災拠点となる公共施設の整備・改修の際の再生可能エネルギーの導入”に加え、「水素エネルギーの活用」「停電対応型発電機の導入」を記載してほしい。 	また、公共施設を含む一定規模以上の建築の際には、様々な防災施設の整備・誘導を図ってまいります。【p.108】
スーパー堤防整備に関して		
8	<p>篠崎公園近くのスーパー堤防整備は以下の理由からやめるべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> 堤防を越える洪水は来ないとされており、整備の必要がない。 人工的な盛土の上に家を建てると地盤トラブルを起こす懸念がある。 神社等の歴史的施設や景観を保存するべき。 	<p>国によるスーパー堤防整備は、治水安全度を飛躍的に向上させるものであり、堤防を越える洪水による決壊のみならず、浸透による決壊や地震時の液状化を防ぐ機能も兼ね備えています。</p> <p>今後も引き続き、周辺環境や景観に配慮しながら、区民のみなさまとの協働により、スーパー堤防と一体的なまちづくりを推進し、防災性の高い良好な市街地整備を進めてまいります。</p>
9	<ul style="list-style-type: none"> 国のスーパー堤防が「安全」とは言えない。 膨大な費用や整備期間が掛かるため、別の工法を検討するべき。 	
10	国の高規格堤防と都型のスーパー堤防は異なる事業だが、本編では「合わせてスーパー堤防という」と記載があり、混同することが懸念されるため、掲載を工夫するべき。	<p>本計画では、区民にとって、分かりやすい表現とするため、国の高規格堤防と都型のスーパー堤防をともに「スーパー堤防」と記載しています。</p> <p>なお、国・都それぞれの事業が混同しないよう、掲載箇所に応じて、記載を工夫しています。</p> <p>また、事業の特徴は第3章の防災都市づくりの方針にイラストを用いてわかりやすく明示しています。【p.105】</p>
11	国のスーパー堤防は水害時の避難場所になっているが、2018年8月に公表された「江東5区大規模水害ハザードマップ」には避難場所として明示がない。	<p>江東5区大規模水害ハザードマップでは、氾濫発生の日前から5区共同で検討を開始し、浸水想定区域にお住いの区民のみなさんに区域外へ事前に広域避難していただくことを計画しています。実際に河川が氾濫し、水が押し寄せてきた時には、命を守るための緊急の避難場所としてスーパー堤防の有用性は変わりません。</p> <p>江東5区大規模水害ハザードマップで避難場所として明示していないのは、想定する時間軸が大きく異なるためです。</p>

※いただいたご意見は、ご本人が特定されないように、その概要を公表しています。